

令和5年度  
さぬき市公開型GIS構築業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

さぬき市

## 1 目的

本業務は、発注者が保有するGISデータを利用し、災害に対するハザードマップ（津波、高潮、土砂災害、洪水の浸水想定区域、避難所等）を市民、観光客等にインターネットで公開し、住民や事業者が来庁しなくても必要な情報が入手できる公開型GISシステムを導入することにより、避難誘導や住民サービスの向上を同時に実現し、業務の効率化、高度化を図ることを目的とする。

## 2 概要

- (1) 業務名 令和5年度さぬき市公開型GIS構築業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和6年3月31日まで

## 3 委託費用の上限額 金 4,948,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 スケジュール

プロポーザル実施公示	令和5年6月15日（木）
参加申込書提出期限、質疑提出期限	令和5年6月22日（木）
参加資格確認結果送付、質問に対する回答及び公表	令和5年7月6日（木）
提案書類・参加辞退届提出期限	令和5年7月20日（木）
プレゼンテーション	令和5年8月2日（水）
審査結果の通知	令和5年8月4日（金） 予定

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。  
ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、この限りではない。
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を、第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。
- (4) 本プロポーザルを実施する旨の告示の日から本業務委託契約締結の日までの間において、さぬき市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 令和5年度において、さぬき市の入札参加資格者名簿に登載され、香川県内に本店、支店、又は営業所を有する者であること。
- (6) 選任を予定する管理技術者が、次の要件を満たす者であること。

ア 技術者は技術士：建設部門（河川砂防）及び空間情報総括監理技術者の資格を有していること。

イ 過去5年間において、次に掲げるいずれかの要件を満たす業務の完了実績を有していること。

①地方自治体で、ハザードマップの実績があること。

ウ 契約時において、受注者と3ヶ月以上直接的な雇用関係であること。

(7) 選任を予定する照査技術者が、次の要件を満たす者であること。

ア 技術者は空間情報総括監理技術者の資格を有していること。

イ 過去5年間において、次に掲げるいずれかの要件を満たす業務の完了実績を有していること。

①地方自治体で、公開型GIS構築業務の実績があること。

ウ 契約時において、受注者と3ヶ月以上直接的な雇用関係であること。

(8) 市町村税の滞納がないこと。

## 6 質問及び回答

(1) 受付期限 令和5年6月22日（木）午後5時

(2) 方 法 電子メールのみとする。メールアドレスは「15 問い合わせ先」にすること。

質問書は（様式8）とする。

質問をした場合は、「15 問い合わせ先」に電話で到着確認をすること。

(3) 回 答 ホームページにて、令和5年7月6日（木）までに、回答する。

## 7 参加申込書

(1) 提出期限 令和5年6月22日（木）午後5時必着

(2) 提出資料 参加申込書（様式1）

(3) 提出場所 さぬき市総務部危機管理課

(4) 提出方法 持参または郵送

(5) 提出内容 下記の①～④について作成し、提出すること。

①会社概要書（様式2）

資格登録証明書の写しを添付すること

・ IS09001(品質マネジメントシステム)

・ IS015001(プライバシーマーク)

・ IS027001(ISMS/情報セキュリティマネジメントシステム)

②業務実績書（様式3）

過去5年間の同種業務の受注実績が確認できる資料を作成すること。

③配置予定技術者の業務実績（様式4）

管理技術者、照査技術者、担当技術者の経歴及び実績が確認できる資料を作成すること。

#### ④誓約書（様式5）

### 8 企画提案書

#### (1) 企画提案

下記の①～④について作成し、提出すること。

##### ①企画提案書提出書鑑（様式6）

##### ②企画提案書（任意様式）

仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案をするとともに業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。

用紙はA4とし、ページ数は20ページ以内（表紙・目次はページ数に含まない）とすること。なお、A3折込みを入れる場合は、2頁扱いとする。

企画書の提出は1社1案とする。

- ・実施方針
- ・プロジェクト管理
- ・実施体制
- ・スケジュール
- ・公開型GISシステム
- ・システム運用保守及びセキュリティ
- ・その他提案

##### ③見積書（様式7）

見積書内訳の様式は任意とする。ただし、次のことを必ず記載すること。

- ・仕様書及び技術提案に沿った業務内訳及びその費用。
- ・税抜きの見積金額、消費税及び地方消費税及び税込みの金額。
- ・参考として、年間の保守及び運用費用。

##### ④機能確認書（様式10）

提案者が提案するシステムの対応状況を記載すること。

(2) 提出部数 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

※副本は、会社名の記載をしないこと。

見積書 1部

(3) 提出期限 令和5年7月20日（木）午後5時必着

(4) 提出場所 さぬき総務部危機管理課

(5) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は書留、または簡易書留に限る）

この提出方法以外の提出、提出後の修正・変更は一切認めない。

### 9 プレゼンテーションについて

(1) 日時 令和5年8月2日（水）に実施する。

詳細な時間割等については別途通知する。

(2) 場所 さぬき市役所本庁

- (3) 持ち時間 各提案者につき、パソコン接続等の準備に5分、提案に20分、質疑応答に10分、片付けに5分程度とする。
- (4) 定員 各提案者につき、最大5名までの入室を認める。  
ただし、本件にかかる管理技術者は必ず同席すること。
- (5) 準備物 スクリーン及びプロジェクターは市で準備するが、その他に必要なパソコンなどは各提案者が準備すること。

## 10 事業者の選定

### (1) 選定方法

プレゼンテーションの後、審査基準に基づき審査員が評価点を付け、総評価点数が最も高かった事業者を1社選定する（「優先交渉権者」）。なお、優先交渉権者と契約を締結しない場合は、次点者を交渉権者とする。

### (2) 審査基準

審査項目、評価基準は、下記のとおりとする。

項目	評価のポイント
1. 実施体制等	下記の点を考慮し評価する。 ・提案者の会社概要 ・提案者の業務実績
2. 提案内容等	下記の点を考慮し評価する。 ・配置予定技術者の資格、業務実績 ・業務を行う上で明確なコンセプトとなる実施方針を立案しているか。 ・業務の課題を理解し、提案システムの機能、システム構成、データセンターの選定等、公開型GISについて具体的な提案をしているか。 ・業務の実施手順を示す業務フロー図は、本業務の工期を十分に理解した上で実効性のある提案となっているか。 ・システム導入後の保守、サポート、セキュリティ等、万全なサポート体制が構築されているか。 ・その他、有益な提案が記載されているか。
3. プレゼンテーション	下記の点を考慮し評価する。 ・企画提案書とプレゼンの内容との関連が明確であり、わかりやすい表現となっているか。 ・分かりやすい画面構成でスムーズな動作が実現でき、各種端末での閲覧が可能となっているか。 ・市民等、利用者のニーズに合わせたシステムとなっているか。
4. 費用	・積算額は必要最小限に抑えられているか。 ・「1. 実施体制等」、「2. 提案内容等」に記載する提案に対して妥当な

	積算価額となっているか。
--	--------------

#### 1 1 審査結果の通知

結果は令和5年8月上旬に郵便にて通知する。

なお、さぬき市と協議の上、さぬき市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

#### 1 2 契約について

- (1) 10において最優秀と選定された事業者を優先交渉権者として随意契約の交渉を行い、両者の合意に基づき所定の手続に従い契約を締結する。ただし、当該合意に至らない場合は、次点者と交渉を行うものとし、同様に契約を締結する。
- (2) 前号で締結する契約は、期間については特記仕様書に定めるとおりとし、委託の仕様については、企画提案書等の内容及び前号の交渉に基づき、本市が定める。
- (3) 提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約締結時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、交渉権者との協議により契約締結時に項目を追加し、変更することがある。

#### 1 3 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 委託額を超えた見積書を提出したとき。
- (2) 提案書類において虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき。
- (4) プレゼンテーション審査に欠席したとき。
- (5) 一団体に複数の提案をしたとき。
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (7) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (8) 法令並びにさぬき市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- (9) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (10) 前号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき。

#### 1 4 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用等、プレゼンテーション参加等に係る一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返還、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。ただし、さぬき市が認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める

場合を除き、変更することはできない。

- (4) 受託事業者は、各業務の主たる業務を再委託等してはならない。
- (5) 契約締結後であっても、談合その他の不正行為が発覚した場合は、契約を解除することがある。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに危機管理課まで辞退届（様式9）で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (7) これらの業務に関する成果物の著作権、記録簿、各種データ等の所有権は、さぬき市に帰属するものとする。
- (8) 本プロポーザル参加者が1社の場合も、審査を行い、平均評価点数が基準以上であれば、交渉権者として決定する。
- (9) 審査及び選定結果に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。
- (10) 応募者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

#### 15 問い合わせ先

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市総務部危機管理課 伊賀

電話 087-894-1115

メールアドレス bosai@city.sanuki.lg.jp